

出席停止用紙の提出について

- ・学校感染症にかかり、出席停止となった場合は、学校への連絡をお願いします。また、登校時に出席停止報告書を学校にご提出ください。
- ・「学校感染症診断結果の報告」提出対象の感染症の場合、「学校感染症診断結果の報告」用紙がないと教室へは入れません。用紙が届くまで教室に入らず待機していただくこととなりますので、ご了承ください。

病名	提出用紙
インフルエンザ	インフルエンザ治癒報告書（保護者記入）
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス軽快報告書 （保護者記入）
上記以外の学校感染症 例 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 水痘（みずぼうそう） など ※ただし、第三種「その他の感染症」（溶連菌感染症や手足口病など）は、報告書の提出が不要です。学校ホームページ「保護者の方へ」の「その他の感染症の取扱いについて」もご覧ください。	学校感染症診断結果の報告 （医療機関記入） ※市外の医療機関では報告書作成が有料となる場合があります。

<学校感染症の種類と出席停止の期間>

- 第一種・・・治癒するまで。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）

- 第二種・・・それぞれ定められた期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではない。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有のせきが消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が現われた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

- 第三種・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、感染性胃腸炎等）